

令和8年度

# 町県民税申告相談会 開催のお知らせ

## ◆ 申告が必要な方【申告しなければならない方】

### 《令和8年1月1日現在、下郷町に住所を有し、次に該当する方》

- ① 農業、商業、建設業、サービス業など各種事業を営む事業所得者
  - ② 地代、家賃、配当、譲渡所得などの収入があった方
  - ③ 給与所得者で、次に該当する方
    - (ア) 勤務先から給与支払報告書が町に提出されていない方
    - (イ) 給与以外に農業、地代、家賃、配当などの収入があった方
    - (ウ) 令和7年の途中で就職、又は退職し年末調整をしていない方
    - (エ) パートタイムなどで臨時に雇用され、給与収入があった方
  - ④ 公的年金の受給者で、次に該当する方
    - (ア) 公的年金以外に農業、地代、家賃、配当、個人年金などの収入があった方
    - (イ) パートタイムなどで臨時に雇用され、給与収入があった方
- ※ 無収入の方でも、国民健康保険加入世帯、児童扶養手当受給者、障害年金受給者、国民年金保険料免除申請者及び特定疾患認定申請者等で、課税証明書（所得・控除・課税状況等）が必要な場合は申告が必要となります。
- 申告がない場合 ① 国民健康保険税の軽減や各種手当等の支給が遅れる。  
② 課税証明書（所得証明書）が発行できない。  
などの不利益を被る恐れがありますのでご注意ください。

## ◆ 申告の必要がない方【（申告する・申告しない）を選択できる方】

- ① 税務署やe-Tax（国税電子申告・納税システム）で確定申告をする（した）方
  - ② 勤務先から給与支払報告書が町に提出され、その他に所得や控除がない方
  - ③ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金以外に収入がない方  
支給された公的年金から所得税が源泉徴収されている場合は、公的年金以外に収入がなくても、申告することにより所得税が還付される場合があります。
- ※ 扶養控除や、医療費・生命保険料・寄附金・障害者等の各種控除を追加する場合は申告をする必要があります。

### 【例】

日本年金機構に令和7年分の扶養親族等申告書を提出したが、各種控除について変更または追加をする場合など。

◆ 相談会の期間中は、役場税務課窓口での申告相談はお受けできません。また、相談会の期間以外で所得税の確定申告を受け付けることはできません。

◆ 世帯単位での受付となるため、同世帯の方が別個に申告することはできません。

◆ e-Tax を利用すればご自宅で申告をすることができます。  
詳細につきましては、国税庁確定申告書等作成サイトをご参照ください。



# 令和8年度町県民税 申告相談会 日程表

◆会場：下郷ふれあいセンター 2階研修室

月	日	曜日	集 落	時 間	備 考
2	13	金	湯野上	9:00 ~ 12:00	
			小野・大沢	13:00 ~ 16:00	
	16	月	白岩・柏木原・雑根・大内	9:00 ~ 12:00	
			小出・沼尾・田代	13:00 ~ 16:00	
	17	火	芦の原	9:00 ~ 12:00	
			枝松	13:00 ~ 16:00	
	18	水	倉村	9:00 ~ 12:00	
			樽原	13:00 ~ 16:00	
	19	木	刈林	9:00 ~ 12:00	
			板倉・萩原	13:00 ~ 16:00	
	20	金	成岡・姫川	9:00 ~ 12:00	
			橋坂	13:00 ~ 16:00	
22	日	全地区	9:00 ~ 12:00		
			13:00 ~ 16:00		
24	火	倉水・小池	9:00 ~ 12:00		
		中山	13:00 ~ 16:00		
25	水	三ツ井・新開・戸赤	9:00 ~ 12:00		
		弥五島	13:00 ~ 16:00		
26	木	塩生	9:00 ~ 12:00		
			13:00 ~ 16:00		
27	金	檜原・桃曾根	9:00 ~ 12:00		
			13:00 ~ 16:00		
3	2	月	落合	9:00 ~ 12:00	
				13:00 ~ 16:00	
	3	火	音金	9:00 ~ 12:00	(午前) 1~6組
				13:00 ~ 16:00	(午後) 7~12組
	4	水	大松川	9:00 ~ 12:00	
				13:00 ~ 16:00	
	5	木	張平・小松川	9:00 ~ 12:00	
			中妻	13:00 ~ 16:00	
	6	金	水門・沢入	9:00 ~ 12:00	
			南倉沢・十文字・鶴ヶ池・野際	13:00 ~ 16:00	
8	日	全地区	9:00 ~ 12:00		
			13:00 ~ 16:00		

- ※ 受付は、午前の部は11時30分、午後の部は15時30分で終了いたします。
  - ※ 2月14日(土)、15日(日)、21日(土)、23日(月祝)、28日(土)、3月1日(日)、7日(土)は相談会を開催いたしません。
  - ※ 全地区対象の2月22日(日)、3月8日(日)は混雑が予想されます。極力、集落の割当て日にお越しいただくことをお勧めいたします。
  - ※ 申告相談会についてのお問い合わせは、税務課課税係までお願いいたします。
- TEL:0241-69-1155

## 【各所得・所得控除・税額控除について】

### ◆ 譲渡所得について

土地や建物を売って得た収入は、譲渡所得として申告する必要があります。譲渡所得がある場合は、申告相談時に申し出てください。また、申告の際は、**契約書**等の売買価格や売買物件の所在地が分かる書類をご持参ください。

※国、県及び市町村による収用（道路用地の買収など）で得た譲渡所得についても申告が必要です。申告の際は、関係機関から発行された**収用証明書**等が必要となります。忘れずにご持参ください。

### ◆ 扶養控除等について

◇扶養に入るための所得要件が**48万円以下から58万円以下**に見直されました。

◇給与支払報告書及び申告書に**16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）**の記載漏れがある場合、住民税額や保育料等医療・福祉制度に係る支給判定に影響を及ぼす可能性があります。源泉徴収票等に記載漏れしている**年少扶養親族**がいる場合は、必ず申告相談時に申し出てください。

◇**特定親族特別控除**が新たに創設されました。**特定親族（19歳以上23歳未満で、年間の合計所得金額が58万円超123万円以下の親族）**を有する方は、控除を受けることができますので、申告相談時に申し出てください。

### ◆ 医療費控除について

医療費の領収書を添付・提示する代わりに**医療費控除の明細書**の作成が義務化されました。

領収書の添付や提示をするだけでは医療費控除を受けることが出来ませんのでご注意ください。

医療費の領収書に代えて医療費通知書を添付できますが、医療費通知に記載のない分は、医療費の領収書に基づき**医療費控除の明細書**を作成し申告する必要があります。

※医療費の領収書等、医療費控除関係書類については5年間の保存義務があります。

※**医療費控除の明細書**には、**個人・病院・薬局**ごとに分けて支払った金額を記入してください。

### ◆ 障害者控除について

◇令和7年12月31日現在で身体（精神）障害者手帳等の交付を受けている方は、この控除の対象となります。

※申告の際、**身体（精神）障害者手帳等**をご持参ください。

◇令和7年12月31日現在で身体（精神）障害者手帳等の交付を受けている方以外にも、**介護保険法**に基づく要介護認定者で障害者控除に該当する場合がありますので、申告相談前に所定の手続きを行い、**認定書【障害者控除対象者認定書】**の交付を受けて下さい。

※申告の際、交付された**認定書【障害者控除対象者認定書】**をご持参ください。

#### ◎手続きの方法

上記認定書の交付を希望される方（または代理人）は、該当者の住所・氏名及び介護保険被保険者証と対象者（または代理人）の印鑑を持参のうえ、下郷町役場 健康福祉課 介護保険係の窓口にお越しください。（前年に申請された方も、身体の状態を再度確認するため、毎年の申請が必要となります。）

**認定書についてのお問合せ先 健康福祉課 介護保険係 ▶ Tel:0241-69-1199**

### ◆ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について

住宅ローン控除の適用を受けるには、年末調整または確定申告をする必要があります。

①令和7年中に入居し、初めて所得税の住宅ローン控除の適用を受ける方は、最初の年分は税務署で確定申告を行い、住宅ローン控除の適用を受けてください。

②2年目以降は、勤務先での年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けることができます。

また、年末調整時に住宅ローン控除の適用を失念した場合でも、確定申告をすることにより、住宅ローン控除の適用を受けることができます。この場合、借入金年末残高証明書及び住宅借入金等特別控除申告書（税務署発行）をご用意ください。

※ 申告相談の際、必要書類等に不足・不備があると、当日の申告をお受けできなくなってしまうことがあります。この場合、改めて別日に申告をしていただくか、税務署で申告をしていただくこととなりますので、ご注意ください。

## 【申告の際に持参するもの（1月～12月の収入・支出関係書類）】

### ① 給与所得者・年金受給者

(ア) 勤務先・日本年金機構から発行された源泉徴収票（原本）

### ② 農業所得のある方…【経費は種類ごとに集計】してください。

(ア) 販売した農作物の出荷伝票、仕切書、請求書、領収書（控）等

(イ) 自家消費（自宅用、兄弟親戚知人等への贈答用）した農作物の種類・数量の記録等

(ウ) 農業にかかる経費の領収書・農協のマネージメント書類等（1年分）

(エ) 収支内訳書※（帳簿）

(オ) 前年申告時の申告書（控） など

(カ) 借入金の利子を経費とする場合は、償還表等の支払利子が分かる資料

**農業所得は収支計算により算出されますので、上記の書類等を必ずご持参ください。**

### ③ 営業・不動産所得等のある方…【経費は種類ごとに集計】してください。

(ア) 収支内訳書※（帳簿）

(イ) 経費全般の領収書

(ウ) 借入金の利子を経費とする場合は、償還表等の支払利子が分かる資料

#### ※ 収支内訳書

経費は種類ごと（肥料、農薬、修繕、光熱費など）に正しく集計してきてください。

整理されていない場合、申告が終了するまでに長時間、お待たせすることになります。

また、他の方にもご迷惑をおかけすることにもなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### ④ 申告者全員

(ア) 印鑑

(イ) 申告者及び扶養親族の①マイナンバーカード又は、②番号及び身元が確認できる書類

① マイナンバーカードがある場合は、マイナンバーカードのみ

② マイナンバーカードがない場合は、下記の番号及び身元が確認できる書類（2種類）

（番号確認書類）番号通知カード・住民票の写し（マイナンバーの記載のあるもの）等

（身元確認書類）運転免許証・保険証・身体障害者手帳等（原則、顔写真付のもの）

(ウ) 国民健康保険税領収書（令和7年中に納付した分）

(エ) 介護保険料領収書（令和7年中に納付した分）

(オ) 後期高齢者医療保険料領収書（令和7年中に納付した分）

(カ) 国民年金保険料の控除証明書（日本年金機構送付）又は領収書（令和7年中に納付した分）

(キ) 各種保険料控除証明書（生命保険、個人年金、地震保険等）

(ク) 小規模企業共済法に基づく共済契約に伴う掛金証明書

(ケ) 令和7年中に支払われた医療費の領収書及び保険等で補填された金額のわかるもの

(コ) 身体（精神）障害者手帳、療育手帳、**障害者控除対象者認定書**（健康福祉課発行）

(サ) 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票等）

(シ) **預金通帳及び通帳印**

※ 所得税の納付及び還付の手続の際に口座情報が必要となります。

(ス) **利用者識別番号（16桁の番号）**が確認できる書類

(セ) 税務署から届いた通知またはハガキ

## 【白色申告者の記帳・帳簿等の保存について】

事業や不動産貸付等を営む全ての方に、**記帳と帳簿書類の保存が義務化されました。**

### ・対象となる方

事業所得（農業を含む）・不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を営む全ての方

### ・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費について、取引の年月日、売上先、仕入先、経費の金額等を帳簿に記載します。記帳に当たっては、日々の取引の合計金額をまとめて記帳する簡易な方法による記載でも差し支えないものとされています。